

改正

平成9年3月27日規則第11号
平成10年3月31日規則第19号
平成10年12月22日規則第36号
平成12年3月24日規則第2号
平成13年3月26日規則第14号
平成15年3月27日規則第14号
平成18年11月24日規則第44号
平成21年3月26日規則第13号
平成22年3月26日規則第2号
平成24年3月28日規則第4号
平成25年3月27日規則第19号
平成29年9月29日規則第29号
令和元年6月28日規則第41号

西尾市立看護専門学校学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、西尾市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成7年西尾市条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、西尾市立看護専門学校（以下「学校」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 学校は、看護に必要な基礎的知識及び技術を修得させ、心豊かな人間性を養い、もって地域社会に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西尾市立看護専門学校
- (2) 位置 西尾市戸ヶ崎町広美109番地1

第2章 課程、学科、修業年限、学生定員及び在学年限

(課程、学科及び修業年限)

第4条 学校の課程、学科及び修業年限は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限
医療専門課程（3年課程）	看護学科	3年

(学生定員)

第5条 学校の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員	総定員
40人	120人

(在学年限)

第6条 学生は、6年を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年は、次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 夏季休業日 6週間
 - (4) 冬季休業日 2週間
 - (5) 春季休業日 2週間
 - (6) その他学校長が特に定める日
- 2 学校長は、必要と認めるときは、前項の休業日を変更することができる。

第4章 教育課程及び単位数

(教育課程及び単位数)

第9条 教育課程及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 単位の計算方法は、次の基準によるものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学校長が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習（臨地実習を除く。）、実験及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学校長が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 臨地実習については、45時間の授業をもって1単位とする。
- (既修得単位の認定)

第10条 入学を許可された者が、学校に入学する前に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、放送大学学園法（平成14年法律第156号）第2条第1項に規定する放送大学又は次に掲げる資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）別表3に規定する教育内容と同一内容の科目を修得した者の単位の認定については、本人からの申請により個々の既修の学習内容を評価し、学校における教育内容に相当するものと学校長が認めた場合には、総修得単位数の2分の1を超えない範囲で、学校において修得したもものとして認定することができる。

- (1) 歯科衛生士
 - (2) 診療放射線技師
 - (3) 臨床検査技師
 - (4) 理学療法士
 - (5) 作業療法士
 - (6) 視能訓練士
 - (7) 臨床工学技士
 - (8) 義肢装具士
 - (9) 救急救命士
 - (10) 言語聴覚士
- 2 前項の規定による単位の認定は、別表に規定する授業科目の範囲内で学校長が行う。
- 3 指定規則別表3備考2の規定にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で学校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に規定する基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に規定する「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請により個々の既修の学習内容を評価し、学校における教育内容に相当するものと学校長が認めた場合には、学校において修得したもものとして認定することができる。
- 4 前項の規定による単位の認定は、別表に規定する基礎分野の授業科目の範囲内で学校長が行う。
- 5 入学を許可された者が、学校に入学する前に他の看護師学校養成所において修得した授業科目の単位の認定については、総修得単位数の2分の1を超えない範囲で学校長が行う。
- 6 第1項、第3項及び前項の規定による単位の認定に関連して修業年限の短縮は、行わない。
- (成績の評価)

第10条の2 授業科目の成績の評価は、その授業科目について実施する試験又は実習の成果により行う。

- 2 前項に定めるもののほか、成績の評価に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第5章 卒業

(卒業の認定)

第11条 学校長は、別表に掲げるすべての単位を取得した学生に卒業の認定を行う。

(卒業の欠格条件)

第12条 学生は、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えるときは、卒業することができない。

(卒業証書の授与及び称号の付与)

第13条 学校長は、卒業の認定をした者に対して卒業証書(様式第1号)を授与し、専門士(医療専門課程)の称号を付与する。

第6章 入学、休学、復学、退学、転学及び除籍

(入学資格)

第14条 学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する者

(2) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学願)

第15条 学校に入学しようとする者は、指定の期日までに次に掲げる書類に受験料を添えて学校長に提出しなければならない。

(1) 入学願書(様式第2号)

(2) 高等学校又は中等教育学校の長が発行する調査書又はこれに準ずるもの

(入学試験)

第16条 学校長は、学校に入学しようとする者に対して入学試験を行う。

2 入学試験は、一般入学試験、推薦入学試験又は社会人入学試験とし、その方法は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項の規定にかかわらず、学校長は、学科試験に代えて書類選考その他の方法によることができる。

4 入学試験の期日、場所その他入学試験の実施に関して必要な事項は、その都度公告する。

(入学の許可)

第17条 学校長は、入学試験に合格した者に対して入学を許可する。

(入学の手続)

第18条 入学を許可された者は、指定の期日までに誓約書(様式第3号)に入学金を添えて学校長に提出しなければならない。

(入学許可の取消し)

第19条 学校長は、正当な理由がなく前条に規定する入学手続をしない者に対して入学の許可を取り消すことができる。

(休学)

第20条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、休学願(様式第4号)を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学校長は、傷病その他やむを得ない理由により就学が不相当と認められる学生に対して休学を命ずることができる。

3 休学期間は、継続して1年を超えることができない。

(復学)

第21条 休学した学生は、復学しようとするときは、復学願(様式第5号)を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第22条 学生は、退学しようとするときは、退学願(様式第6号)を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第23条 学生は、転学しようとするときは、転学願(様式第7号)を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して除籍することができる。

- (1) 第6条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第20条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明の届出のあった者

第7章 教職員組織及び運営

(組織)

第25条 学校に、次の職員を置く。

- (1) 学校長 1人
- (2) 副学校長 1人
- (3) 事務長 1人
- (4) 教務長 1人
- (5) 教務主任 1人
- (6) 実習調整者 1人
- (7) 専任教員 9人以上
- (8) 非常勤講師 40人以上
- (9) 事務職員 2人以上
- (10) 司書 1人
- (11) 健康管理医 1人
- (12) 学生相談員 1人
- (13) その他の職員

(委員会及び会議)

第26条 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次の委員会及び会議を設置する。

- (1) 運営委員会
- (2) 職員会議
- (3) 教員会議
- (4) 入学試験委員会
- (5) 実習指導者会議
- (6) 学校評価委員会
- (7) 倫理委員会

第8章 健康管理

(健康管理)

第27条 学校長は、年1回以上学生の健康診断を行わなければならない。

第9章 受験料、入学金及び授業料

(受験料、入学金及び授業料の額)

第28条 受験料、入学金及び授業料の額は、西尾市使用料及び手数料条例（昭和39年西尾市条例第10号）別表第3及び条例第4条に定めるところによる。

(授業料の納付)

第29条 学生は、第7条第2項に規定する学期ごとに授業料の年額の2分の1の額を納付しなければならない。

2 授業料の納付期限は、前期分については4月末日とし、後期分については10月末日とする。

3 学期の中途において退学し、休学し、又は復学した者は、当該学期の授業料として、月割りにて算定した額を納付しなければならない。

(授業料の減免)

第30条 条例第5条の規定により、市長は、授業料を納付することが極めて困難であると認める学生に対して授業料を減免することができる。

2 前項の規定により、授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(受験料及び入学金の不還付)

第31条 既納の受験料及び入学金は、これを還付しない。

第10章 賞罰

(表彰)

第32条 学校長は、学業、操行ともに優秀な者その他学生の模範と認められる者を表彰することができる。

(懲戒)

第33条 学校長は、教育上必要と認めるときは、学生に対して懲戒の処分をすることができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して前項の退学の処分をする。

(1) 日常の行動が好ましくなく、改める見込みがないと認められる者

(2) 学力が著しく劣り、学業を修める見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、欠席が多い者

(4) 学校の秩序を乱した者その他学生としての本分に反する行為をした者

第11章 自己評価等

(自己点検及び自己評価)

第34条 学校は、教育水準の向上を図り、学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 点検及び評価に関する事項及び体制は、別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日規則第11号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正後の西尾市立看護専門学校学則第9条、第10条及び別表の規定は、平成9年4月1日以後に入学する者について適用し、同年3月31日において在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月31日規則第19号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月22日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日規則第14号)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の西尾市立看護専門学校学則の規定は、平成13年4月1日以後に入学する者について適用し、同年3月31日において在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月27日規則第14号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月24日規則第44号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日規則第13号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第14条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の西尾市立看護専門学校学則(以下「新規則」という。)の規定(第29条第3項の規定を除く。)は、平成21年4月1日以後に入学する者について適用し、同年3月31日において在学する者(以下「在学者」という。)については、なお従前の例による。

3 在学者が新規則別表に規定する科目を履修した場合において、学校長が必要と認めるときは、改正前の西尾市立看護専門学校学則別表に規定する科目を履修したものとみなすことができる。

附 則 (平成22年3月26日規則第2号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第26条に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第10条第2項の規定は、平成22年4月1日以後に入学する者について適用し、同年3月31日において在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月28日規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第19号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の西尾市立看護専門学校学則別表の規定は、平成25年4月1日以後に入学する者について適用し、同年3月31日において在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月29日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の西尾市立看護専門学校学則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月28日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第9条、第10条、第11条関係）

教育内容		授業科目	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基礎	情報科学	1	30
		生命科学	1	30
		文章表現	1	30
	人間の生活と社会の理解	人間関係論	1	30
		文化人類学	1	30
		家族論	1	30
		教育学	1	30
		英語 I	1	30
		英会話 I	1	15
		英会話 II	1	15
		保健体育	2	60
		組織論	1	30
		小計		13
	専門基礎分野	人体の構造と機能	生化学	1
看護形態機能学 I			1	30
看護形態機能学 II			1	30
疾病の成り立ちと回復の促進		病理学	1	30
		治療概論 I	1	30
		治療概論 II	1	30
		治療概論 III	1	30
		病態治療論 I	1	30
		病態治療論 II	1	30
		病態治療論 III	1	30
		病態治療論 IV	1	30
		病態治療論 V	1	30
		病態治療論 VI	1	30
		病態治療論 VII	1	30
病態治療論 VIII		1	30	
健康支援と社会保障制度		医療論	1	15
		看護管理概論	1	30
	公衆衛生学	1	15	

		社会福祉	1	30
		関係法規	1	15
		栄養学	1	30
	小計		21	585
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	15
		看護学原論	1	30
		コミュニケーション論	1	15
		コミュニケーション技術	1	30
		フィジカルアセスメントⅠ	1	30
		フィジカルアセスメントⅡ	1	30
		看護共通基本技術	1	30
		日常生活援助技術Ⅰ	1	15
		日常生活援助技術Ⅱ	1	15
		日常生活援助技術Ⅲ	1	30
		日常生活援助技術Ⅳ	1	30
		看護基本技術	1	30
		診断・治療を助ける援助技術Ⅰ	1	15
		診断・治療を助ける援助技術Ⅱ	1	30
		看護過程展開の方法	1	30
	臨地実習 基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	45
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90
	小計		18	510
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護特性論	1	15
		成人看護方法Ⅰ	1	30
		成人看護方法Ⅱ	1	30
		成人看護方法Ⅲ	1	30
		成人看護方法Ⅳ	1	30
		成人看護方法Ⅴ	1	30
	老年看護学	老年看護特性論Ⅰ	1	15
		老年看護特性論Ⅱ	1	15
		老年看護方法Ⅰ	1	30
		老年看護方法Ⅱ	1	30
	小児看護学	小児看護特性論	1	15
		小児看護方法Ⅰ	1	30
		小児看護方法Ⅱ	1	30
		小児看護方法Ⅲ	1	15
	母性看護学	母性看護特性論	1	15
		母性看護方法Ⅰ	1	30
		母性看護方法Ⅱ	1	30
		母性看護方法Ⅲ	1	30
	精神看護学	精神看護特性論Ⅰ	1	30
		精神看護特性論Ⅱ	1	30
		精神看護方法Ⅰ	1	15
		精神看護方法Ⅱ	1	15
臨地実習 成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90	

		成人看護学実習Ⅱ	2	90
		成人看護学実習Ⅲ	2	90
	臨地実習 老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	2	90
		老年看護学実習Ⅱ	2	90
	臨地実習 小児看護学	小児看護学実習	2	90
	臨地実習 母性看護学	母性看護学実習	2	90
	臨地実習 精神看護学	精神看護学実習	2	90
	小計		38	1,260
統合分野	在宅看護論	在宅看護特性論	1	15
		在宅看護方法Ⅰ	1	30
		在宅看護方法Ⅱ	1	30
		在宅看護方法Ⅲ	1	15
	看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ	1	30
		看護の統合と実践Ⅱ	1	30
		災害看護と国際看護	1	30
		看護研究の基礎Ⅰ	1	15
		看護研究の基礎Ⅱ	1	30
	臨地実習 在宅看護論	在宅看護論実習	2	90
	臨地実習 看護の統合と実践	統合実習	2	90
小計		13	405	
総計			103	3,120

様式第1号 (第13条関係)

様式第2号 (第15条関係)

様式第3号 (第18条関係)

様式第4号 (第20条関係)

様式第5号 (第21条関係)

様式第6号 (第22条関係)

様式第7号 (第23条関係)

様式第8号 (第30条関係)